

第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した地域づくりを目指すこと。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第1項 復旧・復興に係る基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、「迅速な原状復旧」を目指すのか、又は、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。

必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

県は、市からの相談に応じるとともに、広域的な観点から、必要な助言、指導を行う。

第2項 迅速な原状復旧

市及び県が迅速な原状復旧を目指す場合は、市、県、及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原形復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

復旧にあたり、ライフライン及び交通輸送等関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。

1. 復旧事業の対象施設

(1) 公共土木施設

(河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、漁港、下水道、公園)

(2) 農林水産施設

(3) 上水道、工業用水道

(4) 社会福祉施設

(5) 公立学校

(6) 社会教育施設

(7) 公営住宅

(8) 公立医療施設

(9) ライフライン施設

(10) 交通輸送施設

(11) その他の施設

2. 資金の確保

市、県及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう、必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

(1) 国庫負担又は補助を規定している主なもの

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)
- ② 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)
- ③ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について(昭和39年8月14日建設省都市局長通達)
- ④ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について(平成2年3月31日厚生省事務次官通知)
- ⑤ 社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について(平成7年3月30日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知)
- ⑥ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)
- ⑦ 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
- ⑧ 災害廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い(平成19年9月6日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)

(2) 地方債の発行が許可される主なもの

- ① 補助災害復旧事業
- ② 直轄災害復旧事業
- ③ 単独災害復旧事業
- ④ 公営企業災害復旧事業
- ⑤ 歳入欠かん

3. 激甚災害の指定

発生した地震災害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するにあたって国の特別援助を受けるため、市及び県は、相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとるものとする。

4. 復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

5. 災害廃棄物の処理

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3項 計画的復興

1. 防災まちづくり

市は、次のような災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、関係機関との調整を図り、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、市民の理解を求めながら、復興計画所を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成にあたっては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の者の物心両面にわたる復興に役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。

- (1) 被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新
- (2) 避難路、避難場所、延焼遮断帯、骨格的な都市基盤施設(防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など)及び防災安全街区の整備
- (3) 被災した場合の迅速な復旧の観点から架空線との協調にも配慮した電線共同溝等の整備などによるライフラインの耐震化等
- (4) 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- (5) 耐震性貯水槽の設置等

復興を進めるにあたっては、市民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行うものとする。

2. 文化財対策

(1) 指定文化財等の復旧

市(教育委員会)、県(教育委員会)は、地震発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

(2) 埋蔵文化財の保護

市及び県は、復旧・復興を進めるにあたっては、調査を実施するなど埋蔵文化財の保護に配慮して行う。復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、市及び県は、国や他県・市町村に対し、人的・財政的支援を求める。

第2節 被災者の生活再建等への支援

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を行う。

第1項 被災者相談

市、県及び防災関係機関、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等

1. 罹災証明の交付

(1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早急に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害程度を調査し、罹災者に罹災証明書を交付する。

なお、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(2) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明の交付について、被害の規模と比較して市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることがないように、定期的に、各市町における会の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

2. 被災者台帳の作成等

(1) 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元化に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったとき、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第3項 災害弔慰金、見舞金等

1. 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の定めるところにより、地震災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2. 災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の定めるところにより、地震災害により障害者となった市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

3. 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈する。

4. 被災者に対する生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。また、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

さらに、居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

第4項 再就職支援

県は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の

実施体制の整備等を図ることとする。

第5項 就労支援

県は、佐賀労働局(各公共職業安定所)に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技術向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実に図るものとする。

第6項 租税の徴収猶予、減免

1. 国税

- (1) 国税の期限の延長(国税通則法第11条、同法施行令第3条)

国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

【理由のやんだ日から2か月】

- (2) 法人税の申告期限の延長(法人税法第75条)
 (3) 所得税の減免(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条)
 (4) 給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条)

2. 県税

- (1) 県税の期限の延長(地方税法第20条の5の2、同法第44条、県税条例第9条の2)

申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入等の期限延長【2月以内】

- (2) 県税の徴収猶予(地方税法第15条)

1年(やむを得ない場合2年)以内

- (3) 県税の減免

- ① 個人の県民税(地方税法第45条)
 ② 個人の事業税(地方税法第72条の62、県税条例第56条)
 ③ 不動産取得税(地方税法第73条の31、県税条例第69条)
 ④ 鉦区税(地方税法第194条、県税条例第126条の2)
 ⑤ 固定資産税(地方税法第745条、同法第367条、県税条例第140条)
 ⑥ 軽油引取税(地方税法第700条の21の2)
 ⑦ 狩猟税(地方税法第700条の62、県税条例第170条)

3. 市税

- (1) 市税の期限の延長(地方税法第20条の5の2、神崎市税条例第18条の2))

申告、申請、納付、納入等の期限延長

- (2) 市税の徴収猶予(地方税法第15条)

- (3) 市税の減免

- ① 市民税(地方税法第323条、神崎市税条例第51条、神崎市災害減免条例第3条、神崎市税減免の取り扱いに関する要綱第3条)
- ② 固定資産税(地方税法第367条、神崎市税条例第71条、神崎市災害減免条例第4条、神崎市税 減免の取り扱いに関する要綱第8条))
- ③ 特別土地保有税(地方税法第605条の2、神崎市税条例第139条)

第7項 国民健康保険制度等における医療費負担、保険税の減免

市、国民健康保険は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、地方税法、国民健康保険法及び規約の定めるところにより、次の措置を講じる。

1. 国民健康保険税関係

- (1) 徴収猶予(地方税法第15条)
- (2) 申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長(地方税法第20条の5の2、神崎市国民健康保険税条例第16条)
- (3) 減免(地方税法第717条、神崎市国民健康保険税条例第14条、神崎市災害減免条例第7条、神崎市国民健康保険税減免取り扱い要綱)
- (4) 延滞金の減免(地方税法第723条)

2. 一部負担金の減免等(国民健康保険法第44条)

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置をとる。

- (1) 一部負担金の減額又は支払いを免除すること。
- (2) 保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第8項 郵政事業の災害特別事務取扱等

1. 郵便業務関係

- (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地(市、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会)あて救助用郵便物の料金免除

2. 為替貯金業務関係

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
- (2) 郵便貯金の非常貸付け
- (3) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

3. 簡易保険関係

- (1) 保険料払込猶予期間の延伸
- (2) 保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払
- (3) 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- (4) 解約還付金の非常即時払
- (5) 保険貸付金の非常即時払

第9項 生活資金の確保

1. 災害援護資金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けることができる。

2. 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の資金を貸し付ける。

3. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

県は、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、被災した次の者に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付金を貸し付ける。

- (1) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子
- (2) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子
- (3) 寡婦
- (4) 40歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者

第10項 住宅の供給、資金の貸し付け等

1. 公営住宅の提供

市、県は、被災市街地復興特別措置法第21条の適用を受ける者については、公営住宅への受入れを行う。

2. 住宅資金の貸付制度

第6項に記載

第11項 生活必需物資供給の調整、災害復旧用資機材の確保

1. 生活必需物資供給の調整

県は、被災による混乱に加えて、需要、供給の不均衡により生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに、状況に応じ必要な指導を行う。

2. 復旧用資機材の確保

市は、被災地の需要を満たし、物価、民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努める。

第12項 住宅に関する各調査の違い等についての説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

第3節 地域の経済復興の推進**第1項 中小企業に対する復旧・復興資金の確保**

市は、中小企業関係の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

1. 被災中小企業者に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図る。
2. 佐賀県中小企業特別対策資金(経営安定化貸付・災害復旧資金)の貸付を行うとともに、政府系金融機関(株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。
3. 信用力、担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。
4. 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸付条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

第2項 農林、水産業に対する復旧・復興金融の確保

市及び県は、地震災害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。

また、被災者に対する共済(保険)金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。

1. 天災資金(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法)
2. 日本政策金融公庫資金(株式会社日本政策金融公庫法)